

■ 令和3年度の助成金のキーワードは「出向」「高齢者」「働き方改革」の3つです ■

昨年度は新型コロナウイルスの影響で雇用調整助成金を申請された会社も多かったのではないのでしょうか？今年度は助成金に関する詳細情報の公開が遅かったためこの時期の案内になりましたが次のとおりご案内させていただきます。

令和3年度は雇用調整助成金の特例措置が段階的に縮減され、後継助成金として「**産業雇用安定助成金**」が新設されました。これは従業員を休業させるのではなく、**在籍出向させる事業所(出向元)および出向者を受け入れる事業所(出向先)が対象となる助成金**です。また、令和3年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、**70歳までの就業確保措置が努力義務となり、高齢者の雇用に関連した助成金が充実**しました。申請書類の作成難易度が高かった「**65歳超継続雇用促進コース**」の申請条件が大幅に緩和され、**助成額も増額**したので申請数が増加することが予想されます。そして、令和3年4月からは**中小企業も同一労働同一賃金への対応が必須**となり、いよいよ働き方改革も佳境を迎えています。その取り組みを支援する「**働き方改革推進支援助成金**」が今年度も**存続**しており、大いに活用したい内容となっています。上記3つの助成金について概要をまとめました。ご興味がありましたらあおば事務所までお問合せください。

| 助成金                                                                                           | 概要とポイント                                                                                                                                                                                                                    | 助成額、申請上の注意など                                         |           |                              |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------|------------------------------|----------------|
| <b>【新設】出向</b><br><b>産業雇用安定助成金</b><br><br>飲食業、観光業など新型コロナウイルス感染症の影響で余剰の従業員を抱えている企業が最優先すべき助成金です！ | 対象:①在籍出向を行う出向先企業（賃金などの経費）<br>②従業員を受け入れる出向先企業<br><br>概要:従来、雇用調整助成金でも出向について助成金が支給されていたが、本助成金は <b>出向者のための備品の購入費等の初期費用の一部についても助成される</b> 。<br>⇒受給額の総額は雇用調整助成金よりも増える。                                                            | ・出向元がまとめて申請する      /      ・産業雇用安定センターで無料のマッチングサービスあり |           |                              |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | ①出向運営経費                                              |           | ②出向初期経費（1人につき1度限り）           |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 企業規模                                                 | 中小企業      | 大企業                          |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 解雇なし（解雇あり）                                           | 9/10（4/5） | 3/4（2/3）                     |                |
|                                                                                               | 対象:60歳以上の助成金対象になる従業員を雇用している企業<br><br>概要:定年の廃止や、一定年齢以上への定年・継続雇用年齢の引上げを実施すると申請できる助成金。<br>関係法令:高年齢者雇用安定法(令和3年4月改正)<br>キーワード:70歳までの就業確保措置の努力義務化<br>⇒申請条件の緩和、助成金の増額により申請件数の増加が見込まれる。                                            | ＜65歳以上への定年の引き上げ又は定年の定め廃止＞                            |           | ＜希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入＞ |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 定年の年齢                                                |           | 継続雇用の上限年齢                    |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 60歳以上<br>被保険者数                                       | 65歳       | 66～69歳                       | 70歳以上<br>または廃止 |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 10人未満                                                | 25        | 30                           | 85             |
|                                                                                               | 対象:生産性向上や労働時間の短縮に向けて新しい機械設備の購入やタイムカードシステム等の労務管理用機器の購入、就業規則の作成・変更や研修を実施し、職場環境を整備する中小企業。<br><br>概要: <u>3つの成果目標①時間外・休日労働の縮減、②特別休暇の導入、③時間単位年休の導入などの中から1つ以上を選択</u> し、研修や外部専門家によるコンサルティングや労務管理機器の購入など、支給対象となる取り組みに要した費用の一部を助成する。 | 下記1、2のいずれか低い額を支給                                     |           | 成果目標①の上限額      単位(万円)        |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 1. 成果目標ごとの上限額および賃金加算額の合計額                            |           | 実施後の時間外・休日労働の合計時間            |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 2. 対象経費の合計額の75%                                      |           | 実施前の設定時間数<br>(現に有効な36協定による)  |                |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            | 成果目標②、③達成時の上限額:50万円+賃金引き上げ時の加算額                      |           | 80時間超え                       | 60時間超え         |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            |                                                      |           | 60時間以下                       | 50             |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            |                                                      |           | 60時間超え80時間以下                 | 50             |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            |                                                      |           |                              | —              |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                            |                                                      |           |                              |                |

■ 雇用調整助成金の特例措置等の延長に関して ■

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の**特例措置については、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続することとする予定**です。申請にあたりご不明な点等ございましたら、お調べしますのであおば事務所までお気軽にお問合せください。

≪ あおば事務所の夏季休業 ≫  
**8/12(木) ～ 8/15(日)の期間は夏季休業させていただきます。**  
※ 期間中の連絡は、8/16(月)以降に対応させていただきます。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

- ★**組織活力アップ研修**    **全ての根がここに！ 基本は全4回、期間は約3ヶ月 ←オススメです！**
- ★**問題解決プログラム**    困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！
- ★**経営幹部、管理職研修**    人を動かすためのリーダーシップを体得していただきます！
- ★**チームビルディング**    実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？
- ★**超採用面接術**    他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。